



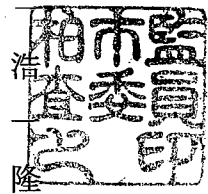
柏市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査及び同条第7項による財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定による結果の報告を別紙のとおり公表します。

平成20年8月29日

柏市監査委員
柏市監査委員
柏市監査委員
柏市監査委員

渡邊 義
酒井 成
山内 弘
中 沢 裕



財政援助団体等監査

社会福祉法人 緑の会

1 監査を執行した監査委員名

渡 邊 義 一
 酒 井 成 浩
 山 内 弘 一
 中 沢 裕 隆

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成20年4月7日から平成20年8月27日まで

4 監査の対象

監 査 対 象 団 体	補助対象事業及び補助金額	主管部課
社会福祉法人 緑の会	地域活動支援センター 事業（さくら樹） 11,350,000円	保健福祉部 障害福祉課
	通所サービス利用促進事 業（いずみ園） 2,904,000円	
	いずみ園運営費 1,176,000円	
	単独型指定短期入所事業運 営費（楓） 254,140円	
	障害福祉サービス施設改造 等補助金（楓） 3,314,000円	
計	18,998,140円	

5 監査の方法

監査対象団体及び主管課から資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。

なお、監査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (5) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

6 監査の概要

(1) 監査対象団体の設立目的

社会福祉法人緑の会は、多様な福祉サービスがその利用する障害者の意向を尊重して、総合的に提供されるように創意工夫することにより、障害者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的としている。

(2) 組織

当該法人は、次に掲げる役員及び職員（兼務を含む）をもって運営されている。

役員は、理事長、専務理事各1名、理事6名、監事2名。

職員は、施設長、事務長各1名、主任生活支援員3名（うち非常勤1人）、生活支援員15名（うち非常勤11人）、主任看護師1名（非常勤）、看護師1名（非常勤）、運転手6名（非常勤）である。

(3) 補助金の内容

ア 地域活動支援センター事業（さくら樹）

補助対象障害者等が利用する地域活動支援センター経営事業を行う法人格を有する団体に対し、柏市地域活動支援センター事業補助金交付要綱に基づき交付。対象経費は、次のとおりである。

(ア) 人件費

(イ) 作業工賃を除く運営費

イ 通所サービス利用促進事業（いずみ園）

送迎サービスを対象事業として、柏市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱に基づき交付。対象経費は、次のとおりである。

(ア) 人件費

(イ) 需要費

(ウ) 役務費

(エ) 自動車税

(オ) 賃借料

(カ) その他市長が必要と認めた経費

ウ いずみ園運営費

いずみ園の運営費の助成として、柏市補助金等交付規則に基づき交付。対象経費は、次のとおりである。

(ア) 独立行政法人福祉医療機構への償還金 元金の2分の1

(イ) 独立行政法人福祉医療機構への償還金 利子の4.6分の

1.6

エ 単独型指定短期入所事業運営費（楓）

単独型短期入所事業所の運営費を一部補助し、運営の安定を図るとして、柏市単独型短期入所事業運営費補助規則に基づき交付。対象経費は、次のとおりである。

(ア) 障害者程度区分（1日当たりの補助単価）

区分1及び区分2 1,470円

区分3 1,680円

区分4 1,870円

区分5 2,270円

区分6 2,670円

オ 障害福祉サービス施設改造等補助金（楓）

施設改造等の助成として柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱に基づき交付。対象経費は、次のとおりである。

(ア) 施設改造等に要する経費の2分の1以内

7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正と認められた。

なお、次の事項について留意されたい。

[保健福祉部障害福祉課]

通所サービス利用促進事業補助金について、車両の減価償却費の扱いは要綱に沿って行われたい。